

# 経営 相談

## 平成23年度 税制改正のポイント

歯科会計の橋本会計  
公認会計士・税理士 橋本 守

### 1 はじめに

平成23年度の税制改正の内容が平成22年12月16日閣議決定されました。今後、来年の国会審議を経て平成23年3月の年度内に成立する見通しです。

主な改正内容と影響は右記表の通りです。

一般的には、高額所得者、資産家への課税強化がなされた内容になっております。

適用開始までに役員給与設定の見直し、生前贈与の活用等の検討が必要となるでしょう。

### 2 医療法人関係の改正

今回の改正案のなかで歯科関係への影響を考えると、医療法人関係の改正と減価償却方法の改正です。

#### (1) 医療法人関係の改正

##### ① 法人税率引き下げ

平成23年4月1日以降の開始事業年度から法人実効税率を5%引き下げる改正です。また、年間利益800万円までは平成26年3月31日までの決算期においては税率の軽減が図られています。

番号	項目	内容	影響	適用
1	法人税	法人税率引き下げ	減税	平成23年4月
2	給与所得控除	給与所得控除を制限	増税	平成24年1月
3	給与所得控除	役員給与の給与所得制限	増税	平成24年1月
4	退職金	勤続5年以内の法人役員の退職金の2分の1課税を廃止	増税	平成24年1月
5	減価償却費	定率法の償却率改正	増税	平成23年4月
6	減価償却費	医療用機器等の特別償却対象除外（心電図、顕微鏡）	増税	平成23年4月
7	減価償却費	医療用機器等の特別償却率引き下げ（12%）	増税	平成23年4月
8	税額控除	雇用促進企業への税額控除	減税	平成23年4月
9	法人税	欠損金の繰越控除期間延長（9年）	減税	平成20年4月
10	相続税	基礎控除引下げ	増税	平成23年4月
11	相続税	税率改正	増税	平成23年4月
12	贈与税	税率改正	増税	平成23年1月
13	贈与税	親族からの贈与軽減	減税	平成23年1月
14	更正請求期間	5年に延長	減税	—

## 300万円のユニット購入の場合

(単位：円)

耐用年数 7年の場合	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	合計
現行	1,071,000	688,653	442,803	284,721	183,075	164,874	164,874	3,000,000
改正案	857,142	612,243	437,316	312,369	260,310	260,310	260,310	3,000,000
差額	-213,858	-76,410	-5,487	27,648	77,235	95,436	95,436	0

## ② 役員給与の給与所得控除制限

役員給与についての給与所得控除について、年収1,500万円を超える金額について上限設定がされ(235万円)、さらに年収2,000万円を超える金額の場合には245万円から段階的に減額をし、年収4,000万円を超える場合には125万円が上限となります。(表1参照)

## ③ 短期役員退職金支給の課税方法の変更

役員在職期間が5年以内の場合には、退職所得の計算上適用されていた2分の1軽減措置が廃止となります。

## (2) 減価償却方法の改正

## ① 定率法減価償却率の改正

定率法の減価償却率が引下げられることにより、減価償却費の計上のタイミングが耐用年数の前半より後半に多く計上される結果となります。

## ② 医療機器の特別償却率引下げ

500万円以上の対象医療機器に対しての特別償却の制度について、対象機器から心電図と顕微鏡が除外され、償却率が12%に減額されました。

表1 役員給与所得控除改正による影響

月額役員給与	改正前 給与所得控除	改正後 役員給与所得 控除	改正による 所得税・住民税 影響額	改正後 給与所得控除に よる節税額
125万円以下	影響無	影響無	影響無	影響無
125万円	245	245	0	105
150万円	260	245	6	122
200万円	290	197	46	98
250万円	320	185	67	92
300万円	350	173	88	86
350万円	380	125	127	62
400万円	410	125	142	62
450万円	440	125	157	62
500万円	470	125	172	62

